



平成30年 第3回
本別町議会臨時会会議録

自 平成30年 8月10日
至 平成30年 8月10日

本別町議会

平成30年本別町議会第3回臨時会会議録

平成30年8月10日（金曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- | | |
|-------|--------|
| 日程第 1 | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 議長の選挙 |

○議事日程 その2

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 副議長の選挙 |
| 日程第 4 | 議席の指定 |
| 日程第 5 | 常任委員の選任 1 |
| 日程第 6 | 常任委員の選任 2 |
| 日程第 7 | 議会運営員の選任 |
| 日程第 8 | 池北三町行政事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第 9 | 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第10 | とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第11 | 諸般の報告 |
| 日程第12 | 同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件 |
| 日程第13 | 承認第2号 専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算(第6回)〕 |
| 日程第14 | 議案第62号 平成30年度本別町一般会計補正予算(第8回)について |
| 日程第15 | 議案第63号 平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第16 | 議案第64号 平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第17 | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|--------|
| 日程第 1 | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | 議長の選挙 |

○会議に付した事件 その2

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 副議長の選挙 |

日程第 4		議席の指定
日程第 5		常任委員の選任 1
追加日程第 1		議長の常任委員辞任の件
日程第 6		常任委員の選任 2
日程第 7		議会運営員の選任
日程第 8		池北三町行政事務組合議会議員の選挙
日程第 9		十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第 10		とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第 11		諸般の報告
日程第 12	同意第 4 号	監査委員の選任について同意を求める件
日程第 13	承認第 2 号	専決処分の承認を求める件〔平成 30 年度本別町一般会計補正予算(第 6 回)〕
追加日程第 2	議案第 6 2 号	平成 30 年度本別町一般会計補正予算(第 8 回)について 【修正案】
日程第 14	議案第 6 2 号	平成 30 年度本別町一般会計補正予算(第 8 回)について
日程第 15	議案第 6 3 号	平成 30 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 回)について
日程第 16	議案第 6 4 号	平成 30 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 2 回)について
日程第 17		議員派遣の件
追加日程第 3		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書)

○出席議員(12名)

議長	12番	高橋利勝君	副議長	11番	藤田直美君
	1番	水谷令子君		2番	柏崎秀行君
	3番	梅村智秀君		4番	石山憲司君
	5番	篠原義彦君		6番	大住啓一君
	7番	山西二三夫君		8番	黒山久男君
	9番	方川一郎君		10番	阿保静夫君

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	花房永実君	総務課長	村本信幸君	

農 林 課 長	菊 地	敦 君	保 健 福 祉 課 長	飯 山	明 美 君
住 民 課 長	田 西	敏 重 君	子 ども 未 来 課 長	大 橋	堅 次 君
建 設 水 道 課 長	大 槻	康 有 君	企 画 振 興 課 長	高 橋	哲 也 君
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川	一 美 君	国 保 病 院 事 務 長	藤 野	和 幸 君
総 務 課 主 幹	小 坂	祐 司 君	総 務 課 長 補 佐	三 品	正 哉 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出	勝 栄 君	教 育 長	佐 々 木	基 裕 君
教 育 次 長	久 保	良 一 君	社 会 教 育 課 長	阿 部	秀 幸 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	坪	忠 男 君	農 委 事 務 局 長	郡	弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山	一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本	信 幸 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢	正 樹 君	総 務 担 当 主 査	越 後	忠 君
総 務 担 当 主 事	弓 削	仁 美 君			

(午前10時20分)

◎開会宣告

○臨時議長（黒山久男君） ただいまから、平成30年第3回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長（黒山久男君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（黒山久男君） 日程第1 仮議席の指定を行ないます。
議事進行上、仮議席を指定いたします。
仮議席は、議会運営基準10により、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○臨時議長（黒山久男君） 日程第2 議長の選挙を行ないます。
選挙は、投票により行ないます。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長（黒山久男君） 議場は閉鎖されました。
ただいまの出席議員数は12名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に阿保静夫君、及び大住啓一君を指名します。
これから、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長（黒山久男君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（黒山久男君） 配布漏れなしと認めます。
念のため申し上げます。
投票用紙の裏面の枠内に氏名を書いていただきますよう、念を押して連絡を申し上げます。
次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（黒山久男君） 異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行ないます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行ないます。

投票は議長席に向かって右から順次演壇に上り、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左側より降りて自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長より点呼いたします。

点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（鷺巣正樹君） 私のほうから点呼いたしますが、記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶものあり）

○事務局長（鷺巣正樹君） それでは、点呼をいたします。

1番、水谷令子議員、2番、柏崎秀行議員、3番、梅村智秀議員、4番、石山憲司議員、5番、藤田直美議員、6番、篠原義彦議員、7番、大住啓一議員、8番、山西二三夫議員、10番、方川一郎議員、11番、高橋利勝議員、12番、阿保静夫議員、9番、黒山久男議員。

（投票）

○臨時議長（黒山久男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（黒山久男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○臨時議長（黒山久男君） これから、開票を行ないます。

阿保静夫君、及び大住啓一君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（黒山久男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票はありません。

有効投票のうち、高橋利勝君9票、方川一郎君3票、選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、高橋利勝君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（黒山久男君） ただいま議長に当選されました高橋利勝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（高橋利勝君） 私、ただいまの当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○臨時議長（黒山久男君） 高橋利勝君、御登壇願います。

○議長（高橋利勝君）〔登壇〕 ただいまの議長選挙において議長に選出されました、高橋利勝でございます。就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私たちは7月21日の町議会選挙において、町民の皆さんの投票により議席を得ることができました。投票結果を振り返ってみますと、女性議員、新人議員で、有効投票数の48.5パーセントの得票となり、町民の皆さんの意思が色濃く出た選挙ではなかったかと思えます。したがって、私はこのことを受け止めて、今後の議会運営を図っていかねばならないのではないかと思います。

本別町議会は、長年にわたる議会活性化の到達点として本別町議会基本条例を制定し、平成28年6月15日に施行いたしました。その前文には、議会は、町民に開かれた参加の場を確保し、多様な町民の意思を反映させる為に議論を通じて、最良の意思決定を導く使命が課せられています。また、議会は積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上などがうたわれ、町民の皆さんに信頼される議会づくりを目指すとしています。私は、この本別町議会基本条例の精神のもとに、議員の皆さんの闊達な議論を進め、町政に反映されるよう努力してまいります。

最後になりますが、8月1日発行の議会だよりの最後のページに、コーヒーぶれいくという議会の傍聴に来ていただいた方の記事が掲載されていますが、この方の、人と人が認め合い、ともに成長していかなければという言葉が肝に銘じ、議会、町政の発展のために、議員の皆さん、理事者をはじめとする職員の皆さん、そして町民の皆さんとともに歩む決意を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（黒山久男君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

高橋利勝議長、議長席にお着き願います。

（高橋利勝君、議長席に着席）

○議長（高橋利勝君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

（議事日程その2を配布）

午前10時44分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎君、藤田直美君、及び梅村智秀君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 副議長の選挙

○議長（高橋利勝君） 日程第3 副議長の選挙を行ないます。

選挙は、投票により行ないます。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利勝君） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に山西二三夫君、及び篠原義彦君を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（高橋利勝君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただくよう、念を押して連絡申し上げます。

次に、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（高橋利勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行ないます。投票は議長席に向かって右方から順次演壇に上り、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左方よりおりて、自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長より点呼いたします。点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（鷲巢正樹君） 私のほうから点呼いたしますが、記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局長（鷲巢正樹君） それでは、点呼をいたします。

1番、水谷令子議員、2番、柏崎秀行議員、3番、梅村智秀議員、4番、石山憲司議員、5番、藤田直美議員、6番、篠原義彦議員、7番、大住啓一議員、8番、山西二三夫議員、9番、黒山久男議員、10番、方川一郎議員、12番、阿保静夫議員、11番、高橋利勝議長。

（投票）

○議長（高橋利勝君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これから、開票を行ないます。

山西二三夫君、及び篠原義彦君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（高橋利勝君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票はありません。

有効投票中、藤田直美君8票、大住啓一君3票、阿保静夫君1票、選挙の結果は以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、藤田直美君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利勝君） ただいま副議長に当選されました藤田直美君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

藤田直美君、承知いただけますか。

○副議長（藤田直美君） はい。私、ただいまの当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君、御登壇願います。

○副議長（藤田直美君）〔登壇〕 就任にあたりまして一言御挨拶申し上げます。この度、皆さま方の御支援をいただきまして、本別町議会副議長の要職につかせていただきましたことを、この上ない光栄と思っております。それと同時に、その職責の重大さを痛感しております。

女性の立場から、町民の方に身近に感じてもらえるような、また、これからの若い世代

につながっていく開かれた議会を目指し、議会の活性化、融和を図るべき活動をしてまいりたいと思います。

先輩、同僚議員の皆さま方の御支援、御協力をいただきまして、名誉ある席を汚すことなく、一生懸命務めてまいります。

今後とも御指導、御鞭撻のほど、お願いをいたしまして就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

（議席表を配布）

午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議席の指定

○議長（高橋利勝君） 日程第4 議席の指定を行ないます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布をいたしました議席表のとおり指定します。

暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

（まず最初に、休憩中に名札持参の上、議席表の自席に着かれるようお願いいたします。

続きまして、休憩中に、10分後に議員協議会を招集いたします。

場所については、議員控室としますので御参集願います。

これをもって通知済みといたします。）

午前11時29分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 常任委員の選任1

○議長（高橋利勝君） 日程第5 常任委員の選任1を行ないます。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり指名いたします。

総務常任委員には、篠原義彦君、梅村智秀君、柏崎秀行君、黒山久男君、水谷令子君、山西二三夫君。以上です。

産業厚生常任委員会につきましては、阿保静夫君、石山憲司君、私、高橋利勝、方川一郎君、大住啓一君、藤田直美君。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

私から発言をしたいのですが、副議長と交代をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○副議長（藤田直美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋利勝君の発言を許します。

○議長（高橋利勝君） ただいま、産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職席上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮いたすとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については辞任を認めており、さらに、議会運営基準118において辞任することができるとしているところから、産業厚生常任委員の辞任を願ひ出るものでございます。

よろしく御審議賜わりますようお願いいたします。

◎日程追加の議決

○副議長（藤田直美君） ただいま高橋利勝君から、産業厚生常任委員を辞任したい旨の発言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（藤田直美君） 追加日程第1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋利勝君の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（藤田直美君） ただいま高橋利勝君から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤田直美君） 異議なしと認めます。

したがって、高橋利勝君の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

高橋利勝君の復席を求めます。

（議長復席）

○副議長（藤田直美君） 高橋利勝君の発言に関わる審議は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

（休憩中に、総務、産業厚生、各常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集します。場所については総務常任委員会は委員会室、産業厚生常任委員会は議長室とします。それぞれ御参集願います。これをもって通知済みといたします。）

午後 0時01分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務、産業厚生常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会は、委員長に篠原義彦君、副委員長に水谷令子君、次に産業厚生常任委員会は、委員長に大住啓一君、副委員長に阿保静夫君とそれぞれ決定いたしました。

◎日程第6 常任委員の選任2

○議長（高橋利勝君） 日程第6 常任委員の選任2を行ないます。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり、指名いたします。

広報広聴常任委員には、山西二三夫君、梅村智秀君、藤田直美君、柏崎秀行君、阿保静夫君、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

（引き続き、休憩中に広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、

正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報広聴常任委員会を招集します。

場所については、委員会室とします。直ちに御参集願います。

これをもって通知済みといたします。

また、広報広聴常任委員会正副委員長の互選後、議会運営委員の選任について委員会条例第7条及び運営基準147運用例2により、各常任委員会委員長以外の委員について、議長は副議長と協議の上、選任することとなっていますので協議を行ないますのでしばらくお待ちください。）

午後 1時58分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に阿保静夫君、副委員長に柏崎秀行君と決定いたしました。

◎日程第7 議会運営委員の選任

○議長（高橋利勝君） 日程第7 議会運営委員の選任を行ないます。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によりまして、大住啓一君、篠原義彦君、阿保静夫君、方川一郎君、山西二三夫君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

（休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。

これをもって通知済みといたします。）

午後 2時12分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に方川一郎君、副委員長に山西二三夫君と決定いたしました。

◎日程第8 池北三町行政事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋利勝君） 日程第8 池北三町行政事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選とした
いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

池北三町行政事務組合議会議員に、山西二三夫君、石山憲司君、水谷令子君を指名いた
します。

お諮りします。

ただいま指名しました山西二三夫君、石山憲司君、水谷令子君を池北三町行政事務組合
議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました山西二三夫君、石山憲司君、水谷令子君
が池北三町行政事務組合議会議員に当選されました。

当選された山西二三夫君、石山憲司君、水谷令子君が議場におられます。会議規則第3
3条第2項の規定によって、それぞれ当選の告知いたしますので、お返事をお願いしたい
と思います。

山西二三夫君、御承知いただけますか。

○7番(山西二三夫君) 謹んでお受けいたします。

○議長(高橋利勝君) 石山憲司君、御承知いただけますか。

○4番(石山憲司君) はい、謹んでお受けいたします。

○議長(高橋利勝君) 水谷令子君、御承知いただけますか。

○1番(水谷令子君) はい、謹んでお受けいたします。

◎日程第9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長(高橋利勝君) 日程第9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、高橋利勝君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました高橋利勝君を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋利勝君が十勝圏複合事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

私、高橋利勝の当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。

◎日程第10 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長(高橋利勝君) 日程第10 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、高橋利勝君、藤田直美君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました高橋利勝君、藤田直美君をとかち広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋利勝君、藤田直美君がとかち広域消防事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

藤田直美君、承知いただけますか。

○11番(藤田直美君) はい、謹んでお受けいたします。

○議長(高橋利勝君) 私、高橋利勝の当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思えます。

◎日程第11 諸般の報告

○議長(高橋利勝君) 日程第11 諸般の報告を行ないます。

報告第9号専決処分報告。

平成30年度本別町一般会計補正予算(第7回)について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸君) 報告第9号専決処分報告。平成30年度本別町一般会計補正予算(第7回)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億7,589万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金5万8,000円の増額補正は、スポーツ振興基金として、本別町民ゴルフ大会実行委員会委員長、〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

4節教育費寄付金10万円の増額補正は、学校図書購入費として、本別町栄町にお住まいの〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の、2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金5万8,000円の増額補正は、寄付者の意向によりスポーツ振興基金へ積み立てるものであります。

下段の10款教育費2項小学校費2目教育振興費18節備品購入費5万円の増額補正は、寄付者の意向により、本別中央小学校学校図書を購入するものであります。

下段の3項中学校費2目教育振興費18節備品購入費5万円の増額補正は、寄付者の意向により、本別中学校学校図書を購入するものであります。

以上、簡単であります但し専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成30年5月分及び6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第12 同意第4号

○議長（高橋利勝君） 日程第12 同意第4号監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、黒山久男君の退場を求めます。

（黒山久男君退場）

○議長（高橋利勝君） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第4号監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年8月9日をもちまして任期満了となりました監査委員につきまして、本別町○○○○○○にお住まいの黒山久男さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

どうぞ御同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これから、質疑を行ないます。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいまですね、町長高橋正夫君から同意を求める件ということでありましたが、すみません、ちょっと聞き取れなかった部分があるのですけれども、人格が何とおっしゃいましたか。適任だという御判断をされたというふうにはおっしゃったのは理解できたのですけれども、識見に優れているとかですね、そういった類いのことで適任だと判断されたということですが、監査論からすればですね、これは最低要件であり、識見を有する者である、また議員であれば誰でもよいというものではない、監査委員となるためには、さらにですね、当該地方公共団体の監査委員として適当な能力と、監査に関

する知識を有することが求められます。ですから判断をするためにですね、適任と判断された具体的な要件とかですね、ありましたらお話しいただけたらと思います。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） ただいま提案のほうさせていただきましてとおり、黒山久男さん、それぞれ経験もいただいていますしですね、人格、識見、ともに適任と判断をさせていただきました。それゆえに再任いたしたく、提案をしたということでもありますので、御理解をいただければと思います。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 私がお伺いしたかったのはですね、人格がということと、識見というところのですね、具体的なところ。人格がですね、他の11人の議員と比してですね、どのように優れているのかとか、識見が、具体的にですよ、例えばこういう見識を持たれている、こういう経験を持たれているとかですね、そういったところを具体的にお話しいただけたらなと思っております。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 個々の人格でありますから、ほかの議員と比較してどうこうということではありません。本町の議会選出の議選の監査委員として黒山さんがふさわしいと、こういう判断のもとに提案をさせていただいたところでもあります。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 再度御確認いたしますが、具体的なところは、ではお話しはいただけないというところで。町長がですね、適任と判断したというところのお答えに留まるということによろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 議会の選出の議選の監査委員でありますから、私個人で判断をするということではなく、議会の御同意もいただきながら、また議会の推薦もいただきながら、適任として黒山さんを監査委員として推薦をしている。その提案は私どもに提案権がありますので、提案させていただきますと、こういうルールになっておりますので、そのように提案をさせていただきました。以上であります。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで、質疑を終わります。

これから、同意第4号監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行ないます。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利勝君） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、方川一郎君、及び柏崎秀行君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(高橋利勝君) 念のため申し上げます。本件を可とする場合は賛成と。否とする場合は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋利勝君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長(鷲巣正樹君) それでは、読み上げます。

1番、水谷令子議員、2番、柏崎秀行議員、3番、梅村智秀議員、4番、石山憲司議員、5番、篠原義彦議員、6番、大住啓一議員、7番、山西二三夫議員、9番、方川一郎議員、10番、阿保静夫議員、11番、藤田直美議員。

(投票)

○事務局長(鷲巣正樹君) 以上、終わります。

○議長(高橋利勝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

柏崎秀行君、及び方川一郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(高橋利勝君) 投票結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち賛成4票、反対5票。

以上のとおり、無効投票を加えた反対が多数です。

したがって、同意第4号監査委員の選任について同意を求める件は、否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋利勝君） 黒山久男議員の復席を求めます。

（黒山久男君復席）

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 承認第2号

○議長（高橋利勝君） 日程第13 承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成30年度本別町一般会計補正予算第6回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,574万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、16款1項1目寄付金3節農業費寄付金1千万円の増額補正は、農業振興基金として、本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

次に、2、歳出であります、寄付者の意向により、農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第6回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入、歳出一括とします。

大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 1点だけ質問いたします。

J Aからの寄付金だということでございますけれども、過去何カ年かで相当寄付金いただいていると思います。そしてこの基金に積んでいると思いますが、今月現在といいますか、年度末といいますか、いついつで基金の残高がいくらあるのか、それをお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 大住議員からの御質問にお答えをいたします。農業振興基金でございますけれども、平成29年度末の現在高見込みでございますが、1億4,170万円となっております。平成30年度当初予算で、基金の取り崩し、農業振興基金からの繰入金を5,203万5,000円計上しております。そのほか、利子の積立金が3万7,000円ございます。そして今回の1千万円の補正を加えまして、今現在の残高見込みですけれども、9,970万2,000円となっております。ただ、平成30年度はまだ確定をしておりませんので、現時点での見込額ということでよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕について採決をします。

お諮りをします。

本案は報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第14 議案第62号

○議長（高橋利勝君） 日程第14 議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、本別沢テレビ中継局伝送線路補修、7月3日からの大雨によります林道被害の復旧、公共施設の修繕、及び芝刈り機の更新が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ729万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億8,319万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費8目企画費11節需用費施設修繕料35万4,000円の増額補正は、NHKと共同設置しております本別沢テレビ中継局伝送線路につきまして、補修する必要が生じたことによるものであります。

下段の3款民生費2項老人福祉費4目高齢者福祉施設費11節需用費、施設修繕料20万円の増額補正は、今回の大雨により、老人福祉センター及び総合ケアセンターの排水管が破損したことにより修繕を行なうものであります。

次の段、4款衛生費3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金96万7,000円の増額補正は、簡易水道施設修繕等に伴う収支を補てんするものであります。

次の段、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費14節使用料及び賃借料、重機借上料29万7,000円の増額補正は、今回の大雨による林道被害の復旧のため重機を借り上げるものであります。

次の段、8款土木費4項都市計画費2目公園費12節役務費6万6,000円、18節備品購入費513万円の増額補正は、現在使用しております乗用芝刈り機1台が故障し、修理不能となったことから、今回更新するものであります。

一番下段にあります、10款教育費4項社会教育費2目公民館費11節需用費、施設修繕料28万円の増額補正は、今回の大雨の際、仙美里地区公民館の合併浄化槽の浸透枳に不具合を生じたことから修繕するものであります。

3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入、歳出一括とします。

ございませんか。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいまの議案に対して何点かございます。

まずですね、歳出のうち第3款民生費2項老人福祉費4目高齢者福祉施設費11節需用費のうち修繕料20万円が上がってございますが、こちらですが大雨による配水管の破損と、このように伺っております。

実はですね、私、事前調査ということで、できることを事前に済ませておこうということからですね、担当窓口にも聴聞にお伺いいたしましたし、現地の視察もいたしました。

その中で、配管の破損という中で、20万円、私が確認している限りでは総合ケアセンターが1カ所、老人福祉センターが2カ所、このように確認してございます。見積りの20万円のうちのですね、内訳をお伺いしたところ、総合ケアセンターの配管破損分が5万円、老人福祉センターの2カ所のうち1カ所が10万円、もう1カ所が5万円、計20万円ということでした。

このうちですね、御質問まず1番目、老人福祉センターのうち配管の修理というのがあるのですが、私が確認したところカーペット、いわゆる絨毯ですね、こちらに広範囲に渡るしみがございました。こちらは損害の一部として見ていらっしゃるのか否かということが、まず1点。

あと窓口でお伺いしたところですね、配管の修理というものだけではなくて、漏水した水ですね、除水、いわゆる水を除去すると、そういった作業が必要というようなこともお伺いしていたのですが、その見積りの作業項目というのでしょうか、そちらについて具体的に御説明いただきたい、このように考えております。

もう1点、3番目ですね、この施設の火災保険の加入等の有無を確認したいです。もし加入しているということであればですね、突発的な事故、こういう災害に準じたようなものによって生じたような損害はですね、特約等によって火災保険の適用を受けることができます。こちらについて確認をしているのか否か、そういったところをまず確認したいです。

続きまして、第8款土木費4項都市計画費2目公園費18節備品購入費513万円計上されてございますが、こちらですね、事前に窓口のほうにお伺いして、お話しをお伺いしました。また改めてですね、現車の確認もさせていただきました。その中でお伺いさせていただきます。

提案理由の説明の中で修理不能ということがございましたが、お伺いしているところですね、購入したメーカーさんにお伺いしたところ、欠損した、いわゆる廃版になって部品の供給がされないと、といったところで修理不能ということでお話しがありました。この車、いわゆる乗用式の草刈り機なのですが、人が乗る部分、あと車両の前側の部分にですね、草刈りをする部分というのが付いてございます。この513万円のうち、私がお伺いしたところ、税抜きで本体が418万円、前側の草刈り部分、いわゆるフロントモアという名称なのですが、こちらが57万円、このようにお伺いしてございます。まずオプション部分の57万円ですね、草刈り部分の一部、ロータリーシャフトという名称の部品供給がされないと、それによって修理が不能だというふうにお伺いしているのですが、まずフロントモア部分、草刈り部分のオプション部分ですね、そちらの部分だけの新品供給、部品の供給ではなくて、そのオプション部分の供給というものがあるのかないのか。またですね、車両部分とオプション部分を接続する、アタッチメントというような呼び方をすると思うのですが、その部分をですね、加工したり、社外品、この車両のメーカーではないものを、汎用品とかですね、そういったものを取りつけたりとかできるかど

うか、こういったものについて調査済なのかどうかお伺いしたいです。

あと修理不能ということなのですが、こちらに関する例えば見積書ですとか、そういった客観的にですね、根拠がわかる資料、こういったものは取り寄せしていないと、担当員の口頭説明だけだということでございます。この担当された方の資格というか、経験年数とかですね、これは例えばでございますけれども、入社してまだ日が浅い職員さんであるのか、ベテランさんの職員さんであるのか、こういった方によってですね、判断、やっぱり人の目での判断になりますので、そういったものの、修理不可と言っている根拠の部分ですね、どういった方がどのような御判断をして修理不可というふうに判断されているのかというところの確認がしたいです。

それと、こちらの草刈り機、主に4月から10月の間に使用されるということで、納車にも約2カ月かかると、このようにお伺いしてございます。繁忙期としてお使いになるのは9月の中旬位までと。発注してから受注生産ですから、概ね2カ月位かかると。当然この繁忙期の部分にはもう間に合わないというところが確定していると思うのですが、例えばですけれども、町内であれば勇足のパークゴルフ場等はですね、外部に委託していると。そのようなこともお伺いしてございます。例えばこちらについてですけれども、今3台ある草刈り機のうち2台しか稼働していない、そういった中で2台を何とか流用して、一部残業何かもしながら賄っているんだと、このようにお伺いしてございますが、例えばこちらをですね、車両を入れ替えせず外部委託で済ませた場合どの位の経費がかかるのか、このようなものを試算をされているのか否かについてお伺いしたいです。

続きまして、第10款教育費4項社会教育費2目公民館費11節需用費修繕料施設28万円計上されてございます。こちらですね、担当窓口のほうお伺いさせていただきました、お話を伺うことができました。この修理に関しては仙美里公民館の工事だと、このようにお伺いしてございます。この見積もりの積算根拠ですね、こちらをお伺いしたところ、建設水道課にお伺いを立てたと伺っております。こちら資料は8月7日に受領いたしましたして、8月8日の時点で窓口でお伺いしたところ、28万円の積算根拠、明日できると思うのですという回答がございました。提案される前に、この28万円というものがですね、あと出しで根拠が出てくるというものについて、ちょっと理解できなかったものですが、そちらについて御説明ください。以上です。

○議長（高橋利勝君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 梅村議員の御質問にお答えをさせていただきます。高齢者福祉施設の老人福祉センターの修繕にかかわる部分ですけれども、老人福祉センターのカーペットの部分につきましては、今回の補正には計上しておりません。

もう一つ、老人福祉センターの土間の水抜きの部分ですね、配管の部分の修理と、水が雨降ったあと溜まってしまって抜かなければいけないという状況がありました。水抜きに関してはそのままちょっと放置をしておけない、応急的な手当が必要だったものですから、水抜きに関してはもう済ませてあります。その部分が約5万円の経費、そして土間の

下の配管の部分が9万2,000円、そして総合ケアセンターのほうの配水管のほうが約5万円ということでの20万円の計上です。

あと火災保険の加入につきましては、今確認をとっているところですので、もう少しお時間をいただければと思います。以上です。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 梅村議員の質問にお答えをさせていただきます。現地の視察もしていただいたということでございますけれども、基本的に我々の修繕、更新に向けての考え方につきましては、我々3級整備士がございまして、長年の経験者という中で判断もさせていただいております。

またフロントモアの部分でございますが、これについては供給部品は聞き取りしたけれどもなかったということで、供給部品はメーカーにはないと、もう現在つくっていないということでございます。

また納期の関係でございますけれども、これによります外部委託というか車の借り上げだとかを検討させていただきましたが、借り上げ業者からは草刈り機械のリースはございませんというふうに言われておりまして、検討はしましたけれども、その対応はできませんので、今ある現車の2台で時間延長をしながらでも、調整しながら進めているという状況でございます。

もう1点、委託に関してなのですけれども、これにつきましては我々のほうで対応できるという判断も含めまして、調査はしておりません。また町内に委託業者、この時点ではございませんでしたので、委託業者については検討しておりません。

○議長（高橋利勝君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 梅村議員の御質問にお答えしたいと思います。当初ですね、現地のほうの確認も私もさせていただきましたし、その中で積算するにあたって下水道の担当のほうと協議をして、提出までの期間が短いということもありまして、以前に積算をされたものをベースに数字を当てはめて積算をさせていただきました。ですから今、正規な形の、ことしのきちんとした単価、今積算しているというところでちょっと遅れたということでありまして、その段階では若干端数の部分は違いますが、この28万円で納まるという形で積算をさせていただいたところです。以上です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀君） まず、火災保険の関係、今確認中というのは、この議場で御回答いただけるということですね。というのもですね、火災保険の適用等が仮にされるといふことであればですね、これは当然保険金が下りるわけですから、一時所得というような扱いになると思うのです。それによって本件の議案の審議にですね、影響を及ぼしますので、御回答をいただければと。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、御質問のありました火災保険料の特約と申しますか、そういった部分で、今回の大雨による被害、そういったものが保険の対象になるのかどうかという部分でございますけれども、例えば一般的に大雨で浸水をしたとか、そういった場合ですと対象になるのかというふうに申しますけれども、ただ今回の場合が、ちょっと雨量がふえたことによって、もともと老朽化していた配水管が破損をしたということでございます。そして、その破損をして水が出たことによって、カーペットですとかそういったものがちょっと水をかぶってしまったという状況なものですから、今ここで即答はできないのですけれども、ちょっとそういう部分では難しいのかなとは思いますが、今現在保険会社のほうと、保険の対象になるかどうかというのは、これから協議をするということのようですので、もし保険の対象となれば、改めてその保険金というのは補正をさせていただくということで今考えております。以上です。

○3番（梅村智秀君） 今、村本総務課長から御回答いただいた件からお話しさせていただきます。まずですね、保険会社のほうに確認をしていると、老朽化が原因だということでございますけれども、私のですね、知識の中でお話しさせていただければ、特約等によってはですね、老朽化が原因であればその原因の部分、いわゆる配水管ですね、管の修理費とかには保険金は下りなくともですね、そこで波及したカーペットの損害とか、そういったものについては適用になるといった契約もあるはずですよ。

それとですね、老朽化が原因だということでございますが、この老朽化だという根拠と申しますか、それはどなたがどのように御判断されたのか。老朽化、老朽化といいながらもですね、この3カ所御確認させていただいている中でも、そのうちの老人福祉センターの1カ所についてはですね、毎回毎回なるわけではないと。なるときとならないときがあるというようなお話だったので、完全に老朽化によって破損であれば毎回、程度の度合いにかかわらずなるはずですから、老朽化が原因だという特定に至ったその根拠を御説明いただけたらなと思います。

次、第8款の土木費の都市計画費の草刈り機の部分に移らせていただきます。

まず、先ほど大槻課長の御回答の中でフロントモア部分、いわゆる草刈り機部分ですね、そちらはもう製造が中止されて、ないと。私が先ほど質問申し上げたのはですね、他社製品ですとか汎用品とか、そういったものが使うことができるのかどうか。例えば一部アタッチメント、車とその草刈り機部分の接続部分を、例えば溶接して加工したり、そういったものをしたときに、違う部分と組み合わせて使うことができないかどうかの検討をしたのかという御質問をしたのであります。そちらについて御回答をいただけておりません。

あとですね、入れ替える理由の再確認ですけれども、ロータリーシャフト、これがもう

欠品していて、要は部品提供がないからということが原因であればですね、私調べて現在見積書もですね、手元にあるのですが、今の社会の技術をもってすればですね、例えば破損した部品から型を取って部品をつくるとか、そういったことが容易にできるのです。当然インターネット何かで検索していただいてもすぐわかります。ただ、インターネットほど便利であり、かつ信憑性のあつたりなかつたりといったところが極端なものでございますから。

帯広の業者さんからですね、いただいた見積もりですが、今回その現物というものを確認することはできませんでした。もう既に車に組み込み済みということでしたから。ただ、取り寄せました部品の資料ですね、それをもとに帯広の鉄工関係の会社のほうに見積もりを取ったところ13万4,200円、税別ですが、この程度で製作することができるということでございます。現物を見てみなければわからないけれども、どんなにかかっても20万円以内だという回答をもらっております。もし更新の理由、入れ替えの理由がですね、修理が不能、その部品がないために修理が不能ということであればそれは当たらないのかなど、このように考えております。

また、先ほど3級整備士の方の御判断ということでしたが、こちら多分ですけれども整備士の御判断だけではなくて、私が先ほど質問申し上げたのはですね、販売会社の営業マン、整備をすべて役場の整備担当の方が行なっているわけではないと思うのです。一部はやっているとは思いますが。ですから、その営業マンの方の御判断、私が聞いている限りでは販売会社から、修理不能というふうに口頭で説明をされたから、それを根拠としているというふうに伺っておりますので、その根拠が、客観的資料が何もない中で500万円もする物をですね、直せないんだというのがちょっと客観的にいかなのかなというふうに感じているところでございます。

私も現場で確認したところですね、多少足回り等、タイヤがついている部分とかですね、その辺に不安はあるものの、エンジンとかそういった部分については特段不具合というものもないと考えて、そういったお話ももらっておりますので、入れ替えの理由が、ロータリーシャフト、部品がないということが原因で今回の上程になっているのかどうか、もう一度確認したいところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） ただいま質問いただきました、保険の関係でございます。実際に例えば老朽化の判断ですとか、あるいは原因がどこに起因をされていてどういう状況であるかというのは、今後保険会社の方の判断になるかと思えます。今、私のほうにあります情報では、今現在、保険会社のほうと対象になるかどうかの協議をしているところというところでございますので、今梅村議員のほうからいただきました質問について、具体的に答えられる材料はないのですが、今そういうことで調査、協議中ということで御理解をいただければと思います。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時38分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 梅村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、他社の汎用品、フロントモア部分の判断ということでございますけれども、我々もいろいろ考えたのですけれども、やっぱり改造という部分も含めまして、安全性をやはり考えていくという部分では、ほかの機械のバランスも含めて、ほかの所の故障も出てくるという判断で、今回モアについては取り付けはちょっと不可能、ほかの汎用品はつけることはしたくないという判断で、モアについては取り替えたいというふうに考えていたところでございます。

あとロータリー、シャフトの部分のお話ですけれども、修繕の考え方はなかったのかということですが、これ高回転部分でございまして、ここにつきましては溶接、恐らく肉盛りとか鉄の、そういう部分の修繕になるのかなというふうに考えるのですけれども、この部分につきましても、町の車両としてはこういう修繕は、したくないというわけではないのですけれども、修繕する必要はない、車の安全性を考えれば、ここは修繕はしないというか、ちょっと不可能ではないかというふうな判断でございます。

あと販売会社の判断を仰いでいるかにつきましては、これは先ほどちょっとお話をさせてもらいましたけれども、あくまでも部品、口頭という言い方でございますけれども、今までも常にやっていたらいるメンテナンスの業者からのお話でございまして、信用ある業者の判断ということを含めまして、町としても今回、安全性のある車両を走行させて作業をしたいということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） まずですね、3款民生費の老人福祉センターの件ですけれども、先ほど村本総務課長から御回答ありました、今火災保険会社に協議中というようなお話ですけれども、今私の質疑があったから、今から始めたのですか、それとも前からやられていたのですか。これは7月3日の災害ということで、もう1カ月以上経過しているので、それが1カ月以上もですね、その協議が終わらないということはちょっと異例かなと、このように考えておるものですからの質問です。

続きまして第8款土木費のですね、自走式の草刈り機の件です。今大槻課長からお話がありました。まず、他社の製品の流用ができないのかという部分について、何か溶接とかで、いわゆる加工することについて、安全性に対して疑義があるということでございましたが、鉄工所さんで溶接をしてくっつけるとかですね、そういったことではなくて、部品を製作する、溶接技術で接着するとかいうことではなくてですね、今の技術をもってすればですね、ない部品、図面から部品をつくれるということは、もう一般的に周知されてい

るといっても僕は過言ではないのかなと感じております。3Dスキャナーとかですね、CADとかですね、そういった名称の物を使ってですね、図面を起こして、その図面から、ない物からですね、部品をつくるということがもう今の技術では可能なんですよね。ですから、鉄工所さんで溶接をしてつけちゃいけないところに何とかくっつけるとか、そういうような稚拙な加工とかということを私、前提にお話したわけではないのです。私がですね、現地で整備の担当の方からお伺いしている中で、ちょっと今課長の御説明とそごが生じているのかなと思ったのがですね、リアフレーム、車の後ろ部分の骨格部分といいますか、その部分のですね、ブッシュ、ゴムの部品がもうなくなってしまって、そこを肉盛りして直したと。肉盛りしたりして修理することが安全性に疑義が生じるということであれば、なぜでは過去にはそういう修理をしたのか、全くもって今の御回答とはですね、そごが生じるのかなと、このように思っております。

それもですね、無資格者がですね、例えば溶接をして肉盛りするとかそういったことではなくて、しかるべきですね、例えば自動車を直すのに建築関係の鉄工所で肉盛りをするとかそういったことではなくて、自動車整備工場とかそういった所であればですね、コンマミリ単位ですね、数値をもって車を修理したりしていますから、そういうような感覚では、私それを前提にお話しているわけではないので、課長がおっしゃるですね、安全性に疑義が生じるというか、安全性に対して不安があるということはちょっとあたらないのかなと、このように感じております。

私自身ですね、なぜこのような質疑をさせていただくかということ、先ほど整備担当の方が3級整備士を保有されているということでしたが、私は2級整備士を保有しております。あと車体整備士といいまして、車の骨格部分、フレーム等のですね、判断をする国家資格も有しております。また、あわせて自動車検査員といいまして、例えば陸運支局とかそういった所で、自動車の保安基準に適合しているか、俗語を使えば車検をする資格ですね、そういったものに判断する資格を私持っております。また、自動車の保守管理とかですね、そういったものに関連する資格としては運行管理者、整備主任者、そういった資格も保有してございます。また、札幌で自身の自動車整備工場、もう20年以上を営んでおりますので、そういったことですね、自動車の修理工場の関連の組合とか、そういったものの役員とかですね、エンジンとかを直す整備関係のほうの組合の役員とかも長く務めておりますので、そういう見識を有しているのです。ですから、課長のお答えになっているですね、安全性に疑義があるということには全くもって至らないなど、このように感じたものですから、もう一度再確認いたしますけれども、入れ替えの理由はロータリーシャフトという部品がない、供給されないからということで間違いはないのでしょうか。以上です。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 御質問をいただいた件について答弁をさせていただきます。協議中ということですが、そのように今、保険の対象の有無について協議中ということで今報告をいただきましたので、そのように答弁をさせていただきます。ただ、議

員おっしゃるとおり、大雨が7月の下旬でございますので、時期的にやや1カ月経過をしておりますので、その辺は担当のほうには十分注意をしましてまいりたいというふうを考えております。

それと今回、修繕のほうを先に予算計上させていただきました。当然多くの方が利用している施設でございますので、まずは修繕を先にやらせていただいて、先ほど来お話しをさせていただきました保険の関係につきましては、協議が整い次第、もし対象となるものがあれば計上させていただきたいというふうに思います。町の公共施設ですけれども、公有建物災害共済という保険でございます。ある程度罹災額、修繕の額が確定してからの協議となる部分もございますので、そういったことも事情としてあるということで御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 3回目の質問にお答えさせていただきます。最後に梅村議員のほうから更新の目的、これは本当にロータリーシャフトの不動ということで更新をするということでございます。

また、先ほど梅村議員のほうも現場を見てもらった、車体本体の後ろの部分の足回りのフレーム、そういう部分も長年の摩耗で傷んできておりますので、平成15年車、15年間も経過している、車体全体の摩耗ということで今回更新をさせていただくということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 議題となっております、議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）に対する修正動議を提出したいと存じます。

よって、暫時休憩を取っていただければと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） ただいま、梅村智秀君から修正動議の発言がありました。

この動議は賛成者がおりますので、成立します。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時40分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議は延長させていただきます。

先ほど、梅村智秀君外1人から提出された議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）修正案を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに

ついて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 提出された修正案を追加日程第2といたします。

これから、追加日程第2議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算(第8回)修正案を議題といたします。

修正案提出にかかる提案説明を求めます。

梅村智秀君。

○3番(梅村智秀君) それでは、議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算(第8回)に対する修正案のですね、提案説明をさせていただきます。

まず、草刈り機、こちらの入れ替えを行なう理由として、部品の欠品、あわせて安全性の確保、こういった2点の理由が述べられておりました。

まず、第1の理由、部品の欠品というものに関しましては、形のない物から部品を今つくる技術というものが相当発達しておりまして、現に十勝管内の業者さんでも請け負うことができるというような回答をいただいております、まず部品の欠品というものは理由の一つにあたらぬ。

また安全性の確保という点ですが、修正案の中にあります64万8,000円、こちらの金額にはですね、先ほど答弁がありました、その他足回りの不安とか、そういったものの整備代も含めた金額でございます。安全性の確保、今現時点できちんとして行なっているかという点についてですけれども、私が現場調査をした限りにおいてではですね、車の納品がなされたときに、取り扱い説明書という物が添付されております。その中にはですね、簡単な保守点検調整というような画像付きの説明がありますが、現状ですね、私が確認した限りでは、その簡単な保守点検調整というものですら実施がされておられません。平成29年度の日常点検記録という物がございましたが、4月18日に一度、6月15日に一度、7月31日に一度、9月5日に一度、その内容もエンジンオイル等、またフィルター等の交換のみでございます。簡単な保守点検調整という中にあるタイヤの空気圧でございますとか、バッテリーの状態でありますとか、そういったものの記録というものは確認がなされておられませんでした。これを機にですね、日常の保守、管理、点検というものを見直していただきたいという、そういうような思いもございしますが、まずもってですね、今回上程されました、部品の供給がなされない、かつ安全性が担保されないというところから、車両を入れ替えしなければいけないという理由にはあたりません。間違いなくこの車はですね、修理がすることが可能であると、このように考えております。

繰り返しになりますが、私自身ですね、自動車の整備に関する見識も持っておりますし、この60万円というものの根拠に関してですが、まず1点、部品の供給、ロータリーシャフト、欠品されているという部品ですが、こちら概ね15万円前後ですというふうな回答をもらっていますが、上限20万円、また作業工賃、こちら現場の担当者に確認しましたところ、6時間位で分解と組立てが終わったと、3級整備士の方が6時間位で終わっ

たということをお話しされていまして。ともすればですね、外部の工場に修理を委託しなくても、その役場職員の作業の担当の方が自前のできる可能性がございます。仮に外部に委託したとしてもですね、一般的にはこの修理料金、整備料金というものは、1時間の工賃というものが工場や会社ごとに設定されておりまして、それに作業時間をかけるという、そういった方式が取られているか、もしくは何々の整備一式いくらという一括方式の料金体系かのどちらかでございます。仮に一番多くございます、1時間当たりの作業工賃に作業時間をかけるという方式でございます、それにですね、自動車の整備工場等でございますと、概ね1万円前後でございます。それに6時間をかけても6万円程度、多目に見て10万円としてございます。

その他、安全性に不安があるとおっしゃっておられました、足回りの不安とかですね、そういった部分、タイヤの摩耗何かも、私自身確認したところ確認が取れました。そういったところも30万円あれば十分修理ができると。

合計してですね、シャフトの部品代20万円、作業工賃10万円、その他の安全性の確保のための整備代30万円、これらを合計いたしまして60万円、足すことの消費税で64万8,000円、このように御提案させていただきました。

最後に、確認のためにもう一度述べさせていただきますが、本車両はですね、修理不可能車ではございません。また、前提条件として一つございますが、整備担当者の方からエンジン等の不具合はないと、このように説明を受けておりますので、その前提に基づいての御提案であるということをお申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝君） これから修正案の質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 何点か伺いたいと思います。

私は農業をやっているという立場で、昭和33年のトラクターがまだ現役で動いておりますけれども、昔のトラクターはすごく頑丈で、このトラクターにこの部品というくらいの頑丈なトラクターで、幸いなことにまだ大きな修理もなく動いているのですが、農家としては、今あったような部品の代替品で間に合わせるということは、まああることではあります。ただですね、これが町が使うということになると、先ほど来理事者のほうからも出ていますとおり安全面とか、それからそのときは話出ていませんけれども、万が一不具合が生じたときの保証の関係ですね。簡単に言えば、他社の物を使った全体が、買った当時の保証がされるのかというのが一つの疑問であります。その点について、まず1点伺いたいというふうに思います。

それから先ほどトラクターの例を申し上げましたけれども、一部分だけ新品にすると、全体のバランスが崩れることもあります。トラクターの場合ですね。ですから使う部品によっては、逆に中古品のほうが具合がいい場合もあるのです。ですからそういうことも含めたときに、今回の本件に関しておっしゃるような、3Dプリンターという話もありましたけれども、そういうことが本当にマッチングするのかどうかということが1点です。

それから、そうやって機械本体は、いわゆる簡単に言えば純正部品で買っている形です。そして万が一事故があったとき、その機械に対する保険等は、そのことで保証されるものというふうに思われます。そして、一部社外品なり3Dプリンターなどでほかの物を使ったときに、万が一のときの、そういう保証というのが成り立つのかどうなのか。

それから最後に、安全面は問題ないという話でした。それはわからない部分だなというふうに思いますけれども、本町ではゴルフ場を誘致したときに、その草刈り作業をしていた元課長の方が、草刈り機の下敷きで亡くなるという不幸な事件があったのです。その原因はよくわかりませんが、何はともあれ人命とか安全ということが担保されないと、それはなかなか、計算上で今示された金額が、恐らく提案者はいろんな技術を持っている方ですから、この数字はそれなりに正しいのかなというふうに思うのですけれども、今申し上げたいいくつかの点です、本当に大丈夫なのかなというのが不安ですので、それぞれに伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 阿保議員の質疑に対して答弁させていただきます。ちょっと点数が多いものですから、洩れましたら御指摘ください。

まず1点、保証等についてですけれども、現車は平成15年式車でございます。自動車や建機、農機具何かもそうですが、当然のことながら新車で購入してもですね、保証期間というものがございます。この車に関して、例えば一般的な乗用車でございましたら、概ね5年10万キロをもって保証がなくなってしまうます。私、全てのものを網羅しているわけではありませんけれども、建機に関してでいうとですね、タイヤショベル何かですと1年間というような縛りもあると思いますので、もう既に保証というものは失われていると、そのように把握しております。

あとは部品の製作精度でございますが、もうコンマ何ミリ単位で、簡単に言えば全く同じ物というものが、今の技術では製作することが可能です。ですから、こういったものについては問題がないと、このように考えております。その上での提案でございます。

また保険等のお話ですが、基本的に保険の免責事項、一般的なものですけれども、例えばレースやラリーで使用した、あとは改造した。改造したと言ってもですね、いわゆる違法改造、そういったものを定義しているものですから、例えば加工製作をして、何か部品をつけている車が事故にあったといってもですね、それが当然、この車ナンバーついてる車ですから、保安基準というものに違反しなければ改造車という扱いにはなりませんので、それによって保険が下りない、適用されない、免責事項にあたるということもないと考えてございます。

あとは先ほどゴルフ場の事故の件がありましたが、原因が不明ということですので、因果関係がわからないものについては答弁を差し控えていただきたいと思います、このように考えております。

何か洩れがあるようでしたら御指摘ください。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今の技術で同じ物がつくれるということは、私もそれなりに理解をしているつもりです。農機具何かの場合も、いよいよ供給がなくなった古い物をつくってもらったりすることも、部品をしたこともありますけれども、問題はですね、例えば一つの製品ができあがるのには、提案者も十分そのことは御承知だと思うのですけれども、いろんな安全のテストとか期間をかけたものをしているというふうに理解をしているところです。今、課題になっているドライブシャフトの部分とか足回りとかというのが、それにあたるかどうか私の知識ではわかりませんが、同じ物がつくれるから同じような効果があるとか、安全性が担保されているということには私はならないと思うのですね。やはり一つの製品が世に出て来るには、御承知かと思えますけれども、何年もかけてですね、安全のテストなりをしてやってきているわけで、そういうことと照らして、同じ格好の物ができるからといってそれでいいということには、私はならないというふうに思っているものですから、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 阿保議員の再質疑について答弁させていただきます。

まずですね、製作した物についてですけれども、その製作会社さんがですね、いわゆるPL保険と言われるものですね、俗に、自分たちの加工、生産、製作したものについて何かしらの事故が生じた場合、責任を負うという保険でございますから、そういったところにですね、加入している業者さんとのお取引をすれば問題ないのかなと。まず事故という面が、では100パーセント絶対に起こらないのか、これはもう断言できる方というのは絶対にいらないと思います。ですから保証という制度が存在していたり、保険という制度が存在していると思います。

あとはですね、私が言っている、コンマミリ単位で同じ物ができますと、寸法についてのみ御説明申し上げましたが、当然のことながら金属部品ですから、引っ張り強度ですとか耐摩耗性とか、そういったものもですね、十分にクリアしていなければ製品としては用を足さない、それはもう十分存じた上での御提案でございます。ですから結果から申しますと、そういったものについてもクリアした、そういったものを納品、購入するということが前提でございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先ほども申し上げましたが、一つの物を世に出して一般的に使っていただくということは、生産する側としてはもう本当に、万が一事故が起こっても100パーセントの保証をするということだというふうに理解をしているところです。ですから、今帯広の業者でもつくれるよと、技術的にはつくれるよという話でしたので、それはそういうことなんだろうなというふうに思うのですけれども、では新車の期限が過ぎているから、先ほどこういう物を使ってもいいのではないかという趣旨の話だったというふうに思うのですけれども、それは全く違う議論だというふうに思います。新車だろうが

古かろうが、やっぱり安全性とか耐久性とかというのが担保されていなければ、それは町民の大切な税金を使ってですね、買って、そして作業するわけですから、その部分の担保が、その会社、では本当にそういうふうにできるのだろうか、一般論としてはPL法でそういうことが担保されるというのは私も十分理解しているつもりですけれども、そういうこともいろいろ含めたときに本当にそれが信用できるのかということか、そういうことが担保できるのかということが一番の疑問点です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 阿保議員の3回目の質疑に対して答弁させていただきます。

まず、私が答弁しあげた保証期間の件ですけれども、これは保証の態勢がどうなのかというような御質問だと、私理解したものですから、それは現車においてももう既に切れているのではないですかということをお願いただけでして、切れているからいいとか、そういったことを申しているわけではないです。現車についてはもうないんだよと、そういうようなお話で、保証が切れているものを、現に残りの2台も、多分年式から考えるとですね、切れているのではないかなと、このように推測されるところでありますので、役場としては保証が有効な機械しか使っていないということではないというふうに理解しております。

あとはですね、100パーセント保証される、それはいわゆる賠償額、保証額というもののお話ではなくて、世の中に事故が起きないという100パーセントの保証がないということの御説明でした。ですから、当然100パーセント絶対になんだと言われればですね、それに対して、ないと考えておりますというような返答しかできないのですけれども、それはやっぱり100パーセント絶対事故が起らないというようなものについてのですね、絶対的な回答できるということはやっぱりないのかなと、そのように考えておりますので、そういった趣旨の答弁でございました。以上です。

○議長（高橋利勝君） ほかに質疑ございませんか。

篠原義彦君。

○5番（篠原義彦君） 今、梅村議員からいろんな提案出されましたけれども、車と比較するわけには私はいかんと思います。結局やっぱり動力部分というのは、いろいろな周りの金属疲労もございまして、そこだけ替えて何年もつかという保証もないし、安全性も確保されないと思います。私もいろんな農業機械使っておりますけれども、決してそこ壊れたからといって、他社のメーカーで直すことはしません。やはりその関係のディーラーでやると、15年の機械でもまたきちっと保証もしてくれますし、そういうことだというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） まずですね、繰り返しの御説明になると思うのですが、金属部品ですから、寸法及び強度、これを純正部品と全く同等の物を製作するということですから、安全性とか耐久性というものであればですね、純正部品と同等の物を擁していると、

このように考えております。

○議長（高橋利勝君） 篠原義彦君。

○5番（篠原義彦君） 部品のことについてはわかります。新しい物をつくるのですから、それはいいと思います。しかしながらその周りの関係の物、金属疲労があった場合に、そこだけ新しく強くしたって周りの関係の物があるのですから、その保証は私ないと思います。

やはり15年も使った機械ですから、これはやっぱり職員の安全を考えると入れ替えが妥当かと思えます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 篠原議員のですね、再質疑について答弁させていただきます。当然のことながら整備の観点というものであればですね、相手部品、シャフトがあればその周りの部品という物ですね、そちらのほうについても当然のことながら点検をするのが常道でございます。当然それはですね、計測器もございますから、そちらのほうに金属疲労があれば、当然そちら側の部品についても修理をするということでございます。

ただ、前提としてはですね、そのシャフトがないからということであって、その相手部品についての摩耗等については販売業者等からの、口頭説明では伺っておりませんので、この前提条件、私が修正案を出させていただいたもの前提条件からははずさせていただきます。

もう1台ですね、直近のこの草刈り機ですね、入れ替え事例を確認したところ、平成3年式の物がですね、ちょっと記憶で申しわけないのですが、確か平成24年に入れ替えをしたというふうに伺っておりますので、概ね20年強使われたという実績があるようでございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 篠原義彦君。

○5番（篠原義彦君） 同じ機械を買っても、10台買っても10台が同じ耐用年数という保証はございません。はたしてその芝刈り機のメーカーが、その部品を替えて、良しとして点検するのかどうか。私はしないと思います。やはり、そのメーカーで買った物はメーカーできちっとやっぱり整備なり点検なりして、だめな物はやっぱりそっくり入れ替えるということでなければ、安全は確保されないと思います。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） お伺いします。今のは質疑にあたりますか、それとも篠原議員の御意見にあたるのでしょうか。議長にお伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 私は、質疑と受け止めています。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） どういう内容でしたか、きちんと聞き取れませんでした。確認取れませんでしたので、もう一度お願いしてよろしいですか。申しわけないです。大変失礼いたします。

○議長（高橋利勝君） 篠原義彦君。

○5番（篠原義彦君） メーカー品の機械が、そのメーカーでつくって修理をして、そして納入してくれるのはいいのですけれども、他社でつくった物をそのメーカーがつけて、安全を保証してくれるのかどうか。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 大変失礼いたしました。他社でつくった物について自動車のメーカー、今回でいうと芝浦というメーカーなのですが、その会社が保証することはないと思います。では、どこが保証するのかということになりますと、例えばですけれども整備した人、もしくはその部品を製作した所ということになると理解しております。以上です。

○議長（高橋利勝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これより原案、修正案について、一括討論を行ないます。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「別々に討論行なつては」と呼ぶ者多数）

○議長（高橋利勝君） まず、修正案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 本修正案に反対の立場で反対討論を行ないたいと思います。

質疑の中でもいろいろ申し上げたとおりなのですが、一定の製品には一定の期間をかけた安全面とか機能面とかの研究が、かなり研究費も投下されてですね、一つの製品が世に送り出されてきているというふうに理解をしているところです。

個人的に使う分には、私も先ほど申し上げたとおり、トラクターの一部品とかそういうのを社外品を使うようなことももちろんありますけれども、これが町がやるということになると、万が一事故があったときの損失というのは、これはもう計り知れない。そういう点では技術的に可能だということは、先ほどでも私のほうから申し上げたとおりで技術的に可能ということと、では自治体として、その技術的に可能なことだけで社外品を使うなどの判断をしていいかというのは、これは私は別の話だというふうに思っております。

そういう点から含めて、今回の修正案には反対をしたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 次に、修正案の賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 次に、修正案の反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで修正案の討論を終了します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村智秀君、御登壇ください。

○3番（梅村智秀君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、原案に対する反対討論をさせていただきます。

まず、端的に申しますと、この車は直せる。技術的にも部品はですね、純正品と同等以上の物がですね、用意できる。ですから、部品がないから買い替えなければいけないという理由には全くあたらないと。当然のことながら費用対効果というものを考えていただければですね、概ね10分の1に近い位の金額で修理することが可能であると、そういったことを鑑みてですね、修理すべきだと、このように考えております。当然、安全性、そういったものについてですね、危惧を抱かれる、それは十分わかるのですが、それについてですね、当然のことながら誰も賠償する者がいない、責任を持つ者がいないということであれば、それはまた問題だと思えますけれども、製作者であったり整備会社であったりという所がですね、社会一般的な保証というものをするのであればですね、これについては問題がないと、このように考えております。

また、自動車等と比較するのはいかがかというお話もありますが、建機や自動車、そういったものについてはですね、純正品ではなくて社外品というものが今、多く使われている、そうした現状もございますので、社外品イコール粗悪品というようなものには、もう到底今の状態ではなりません。

私自身がですね、今回上程されました本案のうちですね、その他のものについては、例えばテレビケーブルの交換であったり、老人福祉施設のですね、漏水の修理であったり、林道の補修であったり、その他、仙美里公民館の施設修理であったり、これらはですね、可及的速やかに行なわなければいけないものであると考えております。ですから修正案を出させていただいて、その他の案件についてはですね、もう直ちに取りかかれるような、そうした状態をつくってですね、町民の皆様に不利益が及ばないように、このように考えた上で修正案を出しましたので、原案に対しては反対させていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 町提案の原案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

先ほど来の議論、あるいは提案者の説明の中でも、悪い所を全部直してもという話がありました。一定の期間を過ぎた機械ですが、あらゆる所に摩耗とか不具合が生じるという可能性があると思えます。これも自分の経験でいいますと、本体を買ったほうが安くなるような修理をやったこともあります。そういうことも考えたときに、やはり公共のものというのが、それで本当にいいのだろうかということが一番の問題です。そういう意味では大きなお金ですけども、安物買いの何とやらということもありますけれども、そういうことでなくて、やっぱり町の責任としてより完全なもの、安全なものを使うというのは、町として当然のことではないかなと私は思いますし、そのことによって作業員が不幸な事故で亡くなるようなことはもちろんあってはいけないことですし、そういうこともいろいろ

ろ考えた上で、私は町提案の原案でいいのではないかというふうに思います。

○議長（高橋利勝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを採決します。

まず、本案に対して梅村智秀君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝君） 起立2人、よって起立少数です。

お座りください。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝君） 起立者10人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第62号平成30年度本別町一般会計補正予算（第8回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第63号

○議長（高橋利勝君） 日程第15 議案第63号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第63号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、本別町特別養護老人ホームに対する備品等購入指定寄付がありましたことによる増額でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,654万5,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります。3款1項1目寄付金1節指定寄付金103万円の補正は、本別町栄町〇〇番地にお住まいの〇〇〇〇様から3万円、匿名の方から100万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、11節需用費消耗品費介護材料食事介助用丸椅子2脚、扇風機2台の更新4万5,000円。

医薬材料費医薬材料血中酸素濃度測定器パルスオキシメーター1台の更新1万8,000円。並びに18節備品購入費施設等備品全自動洗濯機2台の購入22万5,000円、転倒転落予防用床マット12台の購入46万1,000円、感染症予防用加湿器6台の購入16万4,000円、リハビリテーブル1台の購入11万7,000円にあてるものであります。

以上で、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第64号

○議長（高橋利勝君） 日程第16 議案第64号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第64号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

今回の補正の概要につきましては、配水管等の施設修繕料の増額と、給水の新規接続による原材料費の増額でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,262万8,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から説明をいたします。

3ページの中段をお願いいたします。

歳出の1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費の修繕料96万7,000円の増額は、年度当初より機器の修繕や漏水の修繕により支出がふえている状況で、勇足浄水場原水検水ポンプ電磁接触器、浄水濁度計、西美里別配水池の流量計演算器に故障が発生をし、これらを修繕するための補正でございます。

また、下段の2款1項1目給水工事費16節原材料の量水器2万4,000円の増額は、新たに水道に接続をする使用者の増に伴う量水器の購入によるものでございます。

同ページの上段をお願いいたします。

歳入の3款財産収入2項財産売払収入1目1節物品売払収入の2万4,000円の増額は、歳出で説明しました新規給水接続者増に伴う売払い収入によるものでございます。

また、4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金の収支補てん96万7,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、修繕料増額に伴う収支の調整によるものです。

以上、平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）につ

いてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 5時25分 休憩

午後 5時27分 再開

○議長(高橋利勝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(高橋利勝君) 議会運営委員長から、閉会中の所掌事務調査申出書の提出がありました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることを決定いたしました。

◎追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長(高橋利勝君) 追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布したとおり次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 17 議員派遣の件

○議長（高橋利勝君） 日程第 17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 129 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 30 年第 3 回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 5 時 29 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 30 年 8 月 10 日

議 長 高 橋 利 勝

署 名 議 員 方 川 一 郎

署名議員 藤田直美

署名議員 梅村智秀

臨時議長 黒山久男

副議長 藤田直美